東京都公安委員会告示第 2206 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の４第６項により弁明の機会を付与するので、同条第７項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 11 月 11 日

東京都公安委員会

記

1　弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名

別添のとおり

2　弁明書の提出先

江東区有明三丁目７番26号　有明フロンティアビルＢ棟

警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センター違反金管理係

3　弁明書の提出期限

令和 8 年 12月 9 日

4　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第51条の４第６項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

細野　倖生	放置違反金の納付命令に関する件（第 30-221-261008-205662）
栄和技建　株式会社	放置違反金の納付命令に関する件（第 30-332-260929-204403）
川島　拓也	放置違反金の納付命令に関する件（第 30-436-260913-411093）
篠崎　隼	放置違反金の納付命令に関する件（第 30-554-260911-415342）
株式会社プライム・コーポレイション	放置違反金の納付命令に関する件（第 30-771-260918-201547）
神谷　夏輝	放置違反金の納付命令に関する件（第 30-777-261008-419163）
神谷　夏輝	放置違反金の納付命令に関する件（第 30-777-261009-416808）
神谷　夏輝	放置違反金の納付命令に関する件（第 30-777-261014-416810）
神谷　夏輝	放置違反金の納付命令に関する件（第 30-777-261015-413014）
神谷　夏輝	放置違反金の納付命令に関する件（第 30-777-261016-424217）